

14 警察・司法及び消防

1 刑法犯罪並びに特別法犯の認知・検挙件数及び検挙人員(年間)

		認知 (単位:件、人)					
年次	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の 刑法犯	特別法犯
平成 20	458	－	16	315	41	86	18
21	466	1	23	341	34	65	14
22	396	2	32	288	23	51	22
23	314	1	16	222	21	54	17
24	293	4	17	222	8	42	－

		検挙件数 (単位:件、人)					
年次	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の 刑法犯	特別法犯
平成 20	242	－	12	168	24	38	18
21	167	－	23	102	24	18	14
22	194	3	26	122	26	17	22
23	90	－	19	53	8	10	17
24	169	4	19	69	16	20	41

		検挙人員 (単位:件、人)					
年次	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	その他の 刑法犯	特別法犯
平成 20	150	－	16	93	22	18	19
21	164	－	30	86	25	23	13
22	154	3	30	82	25	14	26
23	81	－	19	44	9	9	35
24	164	4	22	68	19	12	38

注) 1. 上郡町を含む。

2. 交通事故に係る業務上過失致死傷を除く。

3. 「凶悪犯」とは、殺人、強盗、放火、強姦。

4. 「粗暴犯」とは、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝。

5. 「窃盗犯」とは、窃盗、スリ。

6. 「知能犯」とは、詐欺、横領、偽造、とく職、背任。

7. 「認知」とは、犯罪について被害の届出若しくは告訴、告発を受理し、またはその他の端緒によりその発生を確認することをいい、認知件数は、対象期間中に警察が初めて認知した発生事件の件数をいう。(発生地主義)

8. 「検挙」とは、犯罪について被疑者を特定し送致・送付または懲罪処分に必要な捜査を遂げることをいう。「検挙件数」及び「検挙人員」は、事件発生地のいかんにかかわらず実際に検挙した警察署を基準に計上されている。(検挙地主義)

相生警察署調

2 少年刑法犯(犯罪少年・触法少年)(年間)

(単位:人)

種 別	平 成 2 0 年		平 成 2 1 年		平 成 2 2 年		平 成 2 3 年		平 成 2 4 年	
	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年
総 数	30	－	59	2	60	4	19	2	46	3
凶 悪 犯	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
粗 暴 犯	2	－	7	2	6	－	2	－	5	－
窃 盗	14	－	28	－	38	2	6	2	20	1
そ の 他	14	－	24	－	16	2	11	－	21	2

注)・触法少年とは、14歳未満の少年が刑罰法令に触れる行為をすること。

・上郡町を含む。

相生警察署調

3 少年ぐ犯・不良行為補導状況(年間)

(単位:人)

種 別	平 成 2 0 年	平 成 2 1 年	平 成 2 2 年	平 成 2 3 年	平 成 2 4 年
総 数	309	337	192	317	161
飲 酒	5	－	2	－	－
喫 煙	134	106	51	120	79
深夜はいかい	170	227	135	193	81
家 出	－	1	－	－	－
暴 走 行 為	－	－	－	－	－
そ の 他	－	3	4	4	1

注)上郡町を含む。

相生警察署調

4 交通事故件数及び死傷者数(年間)

年 次	交 通 事 故 件 数 (件)			死 傷 者 数 (人)		
	総 数	人 身 事 故	物 損 事 故	総 数	死 者	負 傷 者
平成 20	1,543	312	1,231	370	3	367
21	1,572	334	1,238	388	1	387
22	1,565	319	1,246	368	7	361
23	1,563	316	1,247	376	4	372
24	1,545	279	1,266	351	5	346

注) 上郡町を含む。

相生警察署調

5 不動産及びその他の登記件数(年間)

(単位:件)

年 次	土 地 ・ 建 物		船 舶		財 団 数	商号、未成年者、 後見人および 支配人の登記件数	各 種 法 人 件 数 (会 社 を 含 む)
	件 数	個 数	件 数	個 数			
平成 20	34,871	77,356	1	1	5	4	2,302
21	27,421	69,681	3	3	6	3	2,024
22	35,623	77,434	2	2	9	2	2,044
23	33,820	77,588	0	0	5	※ 84	※ 51,627
24	36,265	79,516	8	8	0	※ 113	※ 50,899

注) ・上郡町のほか赤穂市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町を含む。

・※印は、平成23年6月21日より神戸地方法務局法人登記部門で事務取扱いになったため県全体の数値である。

・平成23年6月20日までの、商号、未成年者、後見人および支配人の登記件数は 0件
各種法人件数(会社を含む)は 986件である。

神戸地方法務局調

6 消防署の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:人、台)

年 度	職 員 数 (消防吏員)	消 防 車						その他の自動車			そ の 他
		総 数	梯 子 車	消 防 ポン プ 車	消 防 タン ク 車	救 急 車	救 助 工 作 車	総 数	指 令 車	広 報 車	小 型 動 力 ポン プ
平成 20	39	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
21	39	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3
22	38	7	1	1	1	3	1	3	1	2	4
23	38	7	1	1	1	3	1	3	1	2	4
24	39	7	1	1	1	3	1	3	1	2	3

市、相生消防署調

7 消防団の設備及び人員(各年度末現在)

(単位:団、人、台)

年 度	分 団 数	非 常 備 員 団	自 動 車				小 型 動 力 ポン プ
			総 数	小 型 動 力 ポン プ積 載 車	消 防 ポンプ 自 動 車	団 広 報 車	
平成 20	15	514	17	10	6	1	13
21	15	515	17	10	6	1	13
22	15	519	17	9	7	1	12
23	15	520	17	8	8	1	11
24	15	518	17	7	9	1	10

市、相生消防署調

8 消防水利の状況(平成24年度末現在)

(単位:個所)

総 数	消 火 栓		防 火 水 そ う		指 定 水 利	
	公 設	私 設	公 設	私 設	公 設	私 設
822	727	2	85	2	4	2

市、相生消防署調

9 火災状況（年間）

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
火災発生件数	総 数	12	14	13	8	16
	建 物	4	4	7	5	8
	林 野	3	－	－	－	1
	車 両	1	4	1	2	4
	船 舶	－	－	－	－	－
	そ の 他	4	6	5	1	3
焼損棟数	総 数	4	7	7	11	10
	全 焼	－	3	－	4	3
	半 焼	1	－	1	2	－
	部 分 焼	－	1	1	1	3
	ぼ や	3	3	5	4	4
焼損面積	建 物 (m ²)	3	285	32	562	336
	林 野 (a)	3.0	－	5	1	3
死傷者	死 者	－	－	－	－	3
	傷 者	－	2	－	4	－
損害額(千円)	総 数	17,923	5,308	4,452	52,625	29,664
	建 物	169	4,610	4,203	49,124	27,122
	林 野	－	－	－	－	2
	車 両	80	698	249	3,501	2,540
	船 舶	－	－	－	－	－
	そ の 他	17,674	－	－	－	－

市、相生消防署調

10 原因別火災の発生件数(年間)

(単位:件)

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総 数		12	14	13	8	16
失 火	た ば こ	3	－	2	1	－
	焼 却 火	3	4	3	1	3
	火 遊 び	－	－	－	－	－
	コ ン ロ	－	1	－	－	－
	ス ト ー プ	－	－	1	－	1
	そ の 他	4	5	4	3	6
放火(疑いを含む)		2	2	2	－	2
原 因 不 明		－	2	1	3	4

市、相生消防署調

11 救急車出場状況(年間)

(単位:件)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
総数	1,095	1,172	1,287	1,147	1,206
火災	－	－	－	4	1
自然災害	－	－	－	－	－
水難	－	－	－	－	3
交通事故	134	161	190	149	171
労働災害	9	17	7	9	7
運動競技	10	5	1	4	4
一般負傷	156	173	211	149	164
加害事故	4	5	6	7	4
自損行為	14	15	16	11	13
急病	659	695	759	730	753
その他の	109	101	97	84	86

市、相生消防署調